

亀岡市金入設計書の情報提供に関する要領に係るQ&A

- 1 Q. 情報提供を希望する工事の落札者でないため、契約締結日が分からないが、どの時点で申請書を提出すればよいか。
A. 契約完了後の建設工事に関するものが対象ですが、当該工事に係る入札の開札後に提出していただいても構いません。ただし、受付の日付は契約締結日とします。なお、複数の工事について同時に申し込みが行われた場合は、未契約の案件が含まれていない申し込みを除き、当該工事のうち契約締結日が最も遅いものをもって、受付日とします。
- 2 Q. 申請書を提出した場合、何日後に提供されるのか。
A. 「亀岡市金入設計書情報提供に関する要領」に規定しているとおり、申請書を受け付けた日の翌日から10日以内（ただし、亀岡市の休日を定める条例（平成3年6月26日亀岡市条例第17号）に規定する休日を除く。）に交付します。なお、1で記載しているとおり、契約が完了していない工事が含まれていた場合は、契約締結日を受付日としますので、ご注意ください。
- 3 Q. 亀岡市役所の営業時間外や土日、祝日に申請書を提出しても良いか。
A. 申請書を提出していただくことは構いませんが、受付の日付は申し込みがあった日の翌営業日とします。ただし、契約が完了していない工事が含まれている場合は当該工事の契約締結日を受付日とします。
- 4 Q. 合冊入札で行われたものは、申請書にどのように記載したら良いか。
A. 合冊入札で行われたものについて2件とも情報提供を希望する場合、申請書には入札ごとではなく工事ごとに記載をしてください。なお、誤って2件の工事を1件として申し込みのあった場合は、2件として取り扱います。
- 5 Q. 仮契約を締結した時点で情報提供の申し込みをすることは可能か。
A. 仮契約を締結した時点では情報提供は出来ないため、本契約に移行する議会の議決後に申し込みをしてください。